

東京都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の規定に基づき、「買取りの申出」が提出された生産緑地地区に係る都市計画の変更について報告する。

なお、同法に基づく「買取りの申出」は、主たる従事者の死亡または故障により当該生産緑地での営農行為が客観的に不可能となった場合に、主として権利救済（私権との調整）を図るために、土地の所有者が区長に対して行うことができるとされているものである。

1 地区概要

場所：中野区鷺宮四丁目地内（別紙 1 位置図のとおり）

面積：約 0.18ha

2 現在の対応状況

当該生産緑地は、平成 4 年 11 月 5 日に都市計画決定（約 0.18ha）したものである。平成 29 年 2 月 23 日、主たる従事者の死亡により、生産緑地法に基づく買取りの申出が提出され、区及び関係地方公共団体等へ買取りの可否・希望について照会したところ、当区より買取り希望の回答があったため、所有者に対し、買取る旨の通知を行った。

その後、区の担当部署において用地の取得に向けて交渉を行ってきたが、交渉が整わず担当部署より取得を断念する旨の通知を受けたので、平成 29 年 12 月 18 日に土地所有者に対して買取りを取下げ旨の通知を行ったものである。

3 当該生産緑地の経緯

平成 4 年	1 1 月 5 日	生産緑地地区都市計画決定（区第 5 3 号）
平成 2 9 年	2 月 2 3 日	生産緑地買取り申出を受理
	2 月 2 4 日	関係地方公共団体等に照会
	3 月 2 2 日	区から土地所有者に買取希望を通知
	1 2 月 1 8 日	区から土地所有者に取下げ通知を送付
平成 3 0 年	1 月 1 8 日	中野区都市計画審議会報告

4 今後の予定

平成 3 0 年	1 月中旬	東京都に都市計画変更に関する協議書を提出
	2 月中旬	東京都より回答
	2 月中旬から	都市計画案の公告・縦覧（2 週間）
	3 月上旬まで	
	4 月以降	中野区都市計画審議会諮問
	4 月以降	都市計画決定・告示予定

